

十和田市立中央病院

薬剤師修学資金貸与条例が制定されました

(令和4年11月30日)

*令和5年4月1日から施行

薬剤師修学資金貸与条例について

十和田市立中央病院では、将来、当院の薬剤師として勤務を希望する薬学部在学中の学生さんに対して、修学資金を貸与します。

この修学資金は、薬剤師を目指す皆さんの学校生活をサポートし、卒業後、当院の薬剤師として一定期間お勤めいただくと、返還が免除される制度です。

1 修学資金条例の概要

- ・対象者：薬剤師を養成する大学に在学している者で、卒業後に当院で薬剤師として勤務する者
- ・修学資金貸与額：月額10万円以内
- ・貸与期間：最大72か月（大学1年生から6年生まで） ※在学途中からでも貸与します。
- ・返還免除の条件：修学資金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間を当院で薬剤師として勤務

2 施行年月日

令和5年4月1日

3 申込等

詳細につきましては、後日、ホームページに掲載します。